



市民体育祭

Q

## 鶴ヶ島市体育協会への活動支援について

おがわ 小川  
しげる 茂 議員



A

## 体制強化のための支援及び育成に努める

**問** 市民体育祭の在り方は。体育協会の市民体育祭検討専門部会において、スポーツ推進審議会の提言に基づき、会場、規模、実施体制、自治会や地域支え合い協議会等の自主開催地区への支援のバランスなど、様々な視点から議論されている。

**答** 国が進める地域運動部活動推進事業について。

**問** 地域部活動の運営は、退職教員、地域のスポーツ指導者、スポーツ推進委員、生徒の保護者等の参画や協力を得て、総合型地域スポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、芸術文化団体等が担うことが想定されている。

**答** 情報収集、研究の段階であるが、国や県の動向を注視し、学校と地域、特に体育協会やスポ

ーツ団体等と協議していくことが必要と考えている。

**問** 自主財源確保への支援は。

**答** 会費や事業収益のほか、国や地方公共団体、各種公的機関の助成金などの積極的な活用も有効と考えている。今後も情報提供等を行い、自主財源確保の支援をしていく。

**問** 更なる期待と今後の役割は。

**答** これまでの事業運営により培った企画力や実行力を活用して、市のスポーツ振興に関する公共的な役割を期待している。

A

## 多様な働き方が実現できるまちづくりを推進していく

Q

## 企業誘致の現状と今後について

うちの 内野  
よしひろ 嘉広 議員



**問** 南側産業用地への企業誘致の進捗について。

**答** 埼玉県は、先端産業や次世代産業などの成長産業の集積を図りたいと考えている。今後、新型コロナウイルス感染症による企業の進出意欲への影響等を見極めながら、対応について検討を進めていると聞いている。

**問** 先端産業実証フィールドの進捗について。

**答** 県では、企業等のニーズ調査などを実施しながら検討が進められている。今後、全体の検討内容が確定した後に関係地権者への説明会を行い、整備を進めていく予定と聞いている。

**問** 市街化調整区域における都



北側産業用地に立地した企業

**問** 市計画法第34条第12号による企業誘致について。

**答** 市内の市街化区域内は、新たに企業が立地できる土地がない。一方で、圏央鶴ヶ島IC周辺の都市計画道路等の整備が進む中、周辺地域における企業の立地ニーズの高まりが想定される。この機を捉えて企業の立地を促進すべく、都市計画法第34条第12号を活用することを判断した。なお、本制度を活用するに当たっては、都市計画法における市街化調整区域の規制の趣旨からそのことのないよう、十分留意していく。